

# 民法（債権関係）改正と保険契約概念の再考

——定型約款論を契機として——

金 尾 悠 香

- 一 はじめに
- 二 保険契約と団体性
- 三 定型約款
- 四 むすびにかえて

## 一 はじめに

本稿の目的は、民法（債権法）改正における定型約款論の検討を契機として、保険契約概念を再考することである。保険法上、保険契約とは、保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（保険給付）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約と定義される（二条一号）。保険

契約の当事者は保険者と保険契約者であるが、他方で個別の保険契約の背後には保険団体ないし危険団体概念が想定され、保険契約に一定の影響を与えることが指摘されてきた。保険制度と保険契約の特徴として、保険制度が多数の経済主体間における共同の危険に対抗する制度であり、個別の契約も性質上、多数契約があることを前提としたうちのひとつとして締結され、また契約内容が定型化傾向にあること・契約が長期にわたり継続性のあることがあることで、団体形成の基礎が肯定される。かかる団体性が個別契約へ与える影響としては、その衡平等原則が指摘される。具体的に反映される場面には、団体形成時の平等性として告知事項とその違反効果のあり方や同約款変更における個別契約者の拒絶成否（団体からの離脱）等が考えられる。

ところで、平成二七年三月三十一日第一八九回国会に「民法の一部を改正する法律案」（内閣提出法律案第六三三号、以下「改正案」という）が提出された。改正案の提出理由は、「社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う必要がある。」ことであり、主たる改正項目のうちのひとつとして、定型約款がある。

改正経緯は以下のとおりである。平成一八年一〇月から平成二二年三月の民法（債権法）改正検討委員会など試案検討を経て、平成二二年一〇月の法務大臣からの諮問第八八号をうけ、法制審議会において民法（債権関係）部会が設置され、審議が開始された。その後、同部会は、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成二五年二月二六日開催第七一回会議で決定。以下「中間試案」）、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案）」、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」を経て、「民法（債権関係）の改正に関する要綱」を答申し、これを基に、法律案が立案されている。

保険契約は約款を利用する代表的類型であり、約款は契約内容の定型化や大量取引を可能とする。各保険契約が別個に成立するものであっても、その利用は、自己以外にも多数で同一内容の保険契約が存在することを前提に保険者との関係に入るとも考えられる。一方で、約款を利用する契約類型といっても、普通保険約款は契約の主要部分を規定しており、その位置づけは特殊ともいえる。そこで、民法の定型約款明文化が、約款利用をする契約たる保険契約にいかなる影響を与えるか、二で保険契約を確認、三で定型約款を確認と保険契約への示唆を検討する。

## 二 保険契約と団体性

### 1 団体性

#### (1) 実体法上の根拠

わが国の保険法上、保険団体に関する明文はない。しかし、制度自体の技術的要請に基づく（事実上・技術上の）団体性は肯定されてきた。すなわち、保険が、同質かつ大量の危険の存在を前提として、多数の経済的主体たる契約者間で当該危険を分散負担し、これを通じて、契約者の相互的かつ継続的關係を生じさせ、実質的な危険の担い手である保険団体を形成する。その基礎は、全く保険自体の技術的要請、団体法の一般原則である衡平維持の原則というよりも一層強力な経済的・実質的要請として、団体思想とか団体意識に關係ないと評される。<sup>(2)</sup>

事実上の団体性であっても、法律上、具体的に発現する場面として、危険測定に対する契約者の告知義務、契約取扱についての保険者の契約者平等待遇の義務、信義誠実の原則の内容として契約法の一般法則により保障されること<sup>(3)</sup>があげられる。たとえば、団体内において、告知義務の要件を客観化し、告知義務違反の場合、同質の

危険負担が不能となることを懸念し、それゆえ最終的な効果として当然無効を導くことを可能とする<sup>(3)</sup>。

保険が団体性を有する根拠として、法律明文上認めている形態に相互会社をあげ、株式会社形態の保険契約もこれと実質異ならないことを示す見解がある。同見解は、団体性から導かれる平等原則が、契約者の経済力の強弱を問わず、危険の程度に応じて客観的に平等に取り扱うべき法則であることから両者を同一に扱う。

さらに、団体性的な実質的効果たる保険契約者平等待遇の原則が指摘され、これを具体化した実体法上の規定も、団体性の根拠とされてきた。当該原則は、保険契約者（被保険者・保険金受取人を含める）は、契約者である関係において、保険者から平等の待遇を受けるべきであり、差別的な取扱いを受けてはならないという原則である。その作用場面には、第一に保険者から保険契約者への取扱いのほか、第二に保険契約者から保険者への信義誠実を要求すること、と整理できる。実体法上の例には、以下のようなものがある。たとえば損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年七月二十九日法律第一九三号）は、料率団体の算出する参考純率及び基準料率が、合理的かつ妥当なものであることと不当に差別的なものではないことを要求している（同法八条）。また、保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第一七一号、保険業法（平成七年法律第一〇五号）改正に伴い廃止）は、契約の締結又は募集に関して、保険者側の関係者の禁止行為として、（特定の）保険契約者又は被保者に対する保険料の割引・割引その他特別の利益の供与をあげている（同法一六条一項各号）。

## (2) 判例

この点、従来のわが国の判例では、最判昭和三十四年七月八日（民集一三卷七号九一一頁）が、保険契約の背後に一定の団体性ある特色を認めた判例と評されている。事案は、次のようなものである。生命保険契約が締結されていたところ、保険者が旧保険業法（昭和一四年法律第四一号）第一〇条三項に基づく主務大臣（大蔵大臣）の命令により、保険料の増額を請求してきた。旧保険業法一〇条は、保険会社が普通保険約款を含めるいわゆる保険

の基礎書類を変更するには主務大臣の認可を必要とし（同条一項）、さらに、保険契約者、被保険者または保険金受取人の利益を保護するために特に必要と認められるときは、変更の認可の際、主務大臣は、既存の保険契約についても将来に向かって変更の効力を及ぶものとするができる旨を規定しており（同条三項）、これに基づく処分である。これに対して、保険契約者兼被保険者が、当初の保険契約に基づく保険料を超過する保険料債務不存在確認を請求したものである。

第一審東京地判昭和二五年六月一六日（下民集一卷六号九一六頁）は、「一体契約で一定している債権債務の内容を当事者の意思を問わずに変更することは許されないのが、一般私法上の原則と解すべきであるが、同条項が右原則に対する特例」との位置付けで、（主務大臣の認可対象である）「基礎書類中には保険料及責任準備金算出方法書があり、（業法第一条第二項第四号）同書面に定めた事項の変更中には、別段の規定がない以上、保険料算出方法の変更に伴う保険料の増減の場合をも包含するものと解するを相当とするから、主務大臣は一定の限度に於て即ち保険契約者等の利益を保護する為特に必要ありと認める場合には、右保険料の増減の場合にも、その効力を既存の契約に及ぼし得る」として、保険料増額に関する主務大臣の権限を認めた。そして、業法の法文上、主務大臣の恣意を許さず、保険契約者等の利益を保護するために特に必要ありと認めた場合に限定される法規裁量であることを示す。

業法がかかる主務大臣の処分権を特例で設けた理由につき、「保険契約の一般私法契約に対する著しい特色に基くものである。」として、認可変更処分が認められる裁量範囲である「保険契約者等の利益」の意義の検討にあたり、その特色である各個別の保険契約と背後の団体性について、言及した。すなわち、「個々の保険契約を、他のものより分離して個別的に観察する立場を取るときは、その契約について保険料を増額された保険契約者は爾後それだけ債務を加重されることとなり、通常その利益とならないこと、原告主張の通りであるけれども、此

の立場に於ても、保険料増額以外には、保険事業の維持経営の破綻を救う道がないと言ふような特別の場合には、保険料の増額が必然的に保険契約者の不利益であるとは言えない。蓋し、その処分に依つてのみ、保険会社の責任準備金に対する保険契約者の権利が確保されるのであり、又保険事故発生後は、保険金の支払が可能となり、契約者の保険契約締結の意図も達成せられるのであるから、大局的には、契約者の利益も亦保護される結果となると言ふことができるからである。故に、原告のように保険料増額の処分は保険契約者の利益でないとい概に断じ去る訳には行かないのである。のみならず、保険契約関係は之を各個独立に観察するのみでは決して正しく理解することはできないのであつて、各個の契約の根底に横はる保険の危険団体的特性を前提として考慮することが肝要である。即ち、保険（営利保険）は法律上は保険者と保険契約者との間の単なる債権契約に過ぎないけれども、経済的には、同一の危険の下に立つ多数人が団体を構成し、（これを危険団体と称する）其の中の一員の財産上の需要を他の構成員が共同して充足させる為の組織的技術的方法である。勿論かような危険団体の存在について、法律は何等規定していないのであるが、法律と経済が密接な関係を有し、前者の正当な理解の為には後者を観察する必要があることは言うまでもないところであるから、保険に関する諸法律関係を合理的に解釈する為には前述のような保険の危険団体的特性を看過できないのである。而してかような危険団体の存在を前提として考えると、各個の保険契約は相互に孤立するものではなくて、其の間に団体的紐帯が存し、従つて其の団体の構成員である各保険契約者の間に衡平の原則が維持されねばならぬことは明白である。業法第十条第三項は右のような保険団体内に於ける衡平維持を目的として主務大臣に一定の権限を付与した規定に外ならないから、同条項に所謂『保険契約者、被保険者又ハ保険金額ヲ受取ルベキ者ノ利益』とは、単に同条項により処分を受ける既存の保険契約者等の個別的な利益ではなく、保険契約者等一般の利益、換言すれば、保険団体内部の衡平維持を意味するものと解するのが妥当である。而して何が保険団体に於ける衡平を維持する所以であるかは、各個具体的

事案に即し、慎重に考慮すべきことであつて、此の故にこそ同条項は「主務大臣……特ニ必要アリト認ムルトキハ」と規定し、その濫用を戒めているのである。果して然らば同条項による処分が既存の契約者にとつて利益と言えない場合も生じ得ることは当然の理である」と示した。控訴審東京高判昭和二十六年九月二十五日（下民集二巻九号一一九頁）も第一審と同一見解とした。

さらに、上記上告審昭和三四年判決は、「保険契約関係は、同一の危険の下に立つ多数人が団体を構成し、その構成員の何人かにつき危険の発生した場合、その損失を構成員が共同してこれを充足するといういわゆる危険団体的性質を有するものであり、従つて保険契約関係は、これを構成する多数の契約関係を個々独立的に観察するのみではならず、多数の契約関係が、前記危険充足の關係においては互に関連性を有するいわゆる危険団体的性質を有するものであることを前提としてその法律的性質を考えなければならない」と判示した。「法一〇条三項は保険契約關係のこのような特質に鑑み設けられた規定であつて、同条項にいわゆる『保険契約者、被保険者又ハ保険金額ヲ受取ルベキ者ノ利益』というののは、保険契約關係の前記の特質に照らし、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者の立場を全体的に考察した上で、これらの者の利益の有無を判断すべきものといわなければならない。それ故同条項による既存契約の保険料の増額は、単に当該契約を個々の観念すれば、一見不利益のごとくであつても、保険事業の維持經營の破たんを救う道が、保険料の増額以外には存在しないと主務大臣が認めて法一〇条三項の処分をした本件のような場合において、若しそれをしないがため、保険經濟の破たんを來たし、保険金の受領さえ不可能な状態になるとすれば、保険料の増額による不利益以上の不利益を蒙むることにもなるのであつて、このような場合における既存契約の保険料の増額は、結局は契約者等の利益を確保する所以であり、また、新契約と既存の契約との間に負担の衡平を期することができて保険契約關係の前述のような特質にも合致する所以であるというべく、法一〇条三項は、このような見地から保険料の増額を、同条項の設け

られる以前の契約者をも含めて、既存の契約に及ぼしうることとし、これを主務大臣の処分委任した趣旨と解するを相当とする。」とした。また、「保険契約関係の法的性質を説明するにつき、その経済的性質に言及して必要な説示を試みたものであつてもとより正当」と判断している。

同事案を通じて、裁判所は、保険契約の法的性質につき経済的性質を踏まえて、その性質を根拠に業法上の契約者等の利益の文言を解釈した。各個別契約における利益有無の判断基準は、①保険者の経営破綻を救う他の救済策の有無、②保険料の増額と処分をしなかった場合の不利益（保険金受領等）の比較によって行っている。そして、新契約と既存の契約との間の負担の衡平を期することが、保険契約関係の特質に合致するとして、団体性とその効果である契約者間の衡平原則を認めている。

## 2 保険契約の種類

かかる団体性を背景に、保険法は、保険契約を定義した上で、各類型に分化させて規定する（二条各号）。

### (1) 沿革

沿革上、保険契約の定義規定は、ロエスレル草案及び明治二三年旧商法から規定されてきた。

ロエスレル草案は、第六八六条で、「保険契約ハ保険者保険料ヲ受ケテ物件ノ紛失若クハ損害ノ危険又ハ其他偶然ノ事変ニ由テ損失ヲ被ムリタル財産上ノ利益ヲ賠償スルノ義務ヲ被保険者ニ対シテ負担スル契約ト為ス」と規定して<sup>(4)(5)</sup>おり、明治二三年旧商法はロエスレル草案を原則として踏襲した。これに対して、明治三二年商法はこれを修正して、総則規定を削除した上で、損害保険契約と生命保険契約のみの構成とした。改正理由として、「生命保険と損害保険とは其性質を異にして二者に同一の規定を適用すること能はざるもの多きを以て既成商法の如く第一節総則に掲げたる規定を損害保険及び生命保険に通して適用すべきものと為すは其当を得たるものに



「あらず」と、損害保険契約と生命保険契約の差異を強調する。<sup>(6)</sup>すなわち、第一点に「保険契約に欠くべからざるものは危険」であるのに対し、生命保険は死亡が来ることは判然としている為いわゆる危険と言えない点、第二に「一般ノ保険ニハ、之ヲ付スルニ財産上ノ利益ナカルヘカラストノコトヲ保険ノ要素ト認メタリ。生命保険ニハ是等ノ必要ナシ。或ハ自己ノ資力ニテ得ル所ノ収入ヲ以テ保険ニ付スル利益」とする反論に対しては、「生命ヲ十萬円ニテ保険ニ付シタルモ、生涯二十萬得ラルルヤ否ヤハ想像スルコトヲ得ス」と再反論する。

保険契約の定義規定は、明治三二年商法以降削除され、保険制度を前提とした保険契約の定義についても、従来の学説見解は一致しているとはいえない状態となった。<sup>(7)</sup>

## (2) 保険契約

保険法は、各保険契約類型の共通項として、保険制度契約の定義を規定する。保険契約とは、名称にかかわらず、当事者の一方が一定の事由を生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約である（二条一号）。同号をうけて、各号で損害保険契約（六号）、傷害疾病損害保険契約（七号）、生命保険契約（八号）、傷害疾病定額保険契約（九号）と個別の保険契約類型の定義に分化させる規定方法を採用した。理由には、第一に保険法制定前商法においては別個の定義規定であった生命保険契約・損害保険契約の共通項をくくり統一に解する点、第二に商法準用の対象であったもの（保険を営業としてする者を保険者とする保険、相互保険）を含める点、第三に共済等も含める点があげられる。

保険契約の当事者の一方（保険者）は、一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（保険給付、同条同号括弧書き）を行うことを約する。これに対して、当事者の他方たる保険契約者は、当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約するものとされる。当該定義の基礎は、学説および中間試案に

よる「保険」の定義（「保険、共済その他いかなる契約の種類であるかを問わず、発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故（一定の偶然の事故）が発生する危険に備えるために、多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し、事故が発生した場合にその拠出を受けた者が金銭の支払その他を給付し、危険への備えを実現することを内容とする仕組み」）であり、これが変容した。団体性との関係において、定義文言で注目される点は、保険料の内容・決定方法と削除された概念と考えられる。

第一に、「保険料」の内容において、背後にある団体性が窺われる。まず、「保険料」との名称は、ロエスレル草案及び明治二三年旧商法において「保険料」、その後明治三二年商法以降「報酬」とされてきたが、保険法中間試案段階で「保険料」との表記に戻った。文言修正の理由は、民法の雇用契約・請負契約・委任契約及び寄託契約と異なり「報酬」と呼ぶのは違和感がある点、<sup>8)</sup>一般消費者にとつて分かりにくい旨の指摘、<sup>9)</sup>新法は適用対象を営利保険に限定していないため、端的に加入者による共同事業者備蓄のための拠出金を意味する用語として「保険料」とする点、<sup>10)</sup>実態に即した文言にする点、<sup>11)</sup>改正前商法六三七条は「保険料」の文言が使用されており統一すべき点、<sup>12)</sup>があげられている。保険料の文言自体に、保険料の総体として、全加入者による団体性の意味が含まれることが示唆される。

さらに保険料の内容について、中間試案は「発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故（一定の偶然の事故）が発生する危険」を前提として、「多数の者がその危険に応じ」た保険料を拠出することと規定していた。中間試案補足説明は、例として保険契約の締結時に告知を求めたり、被保険者の対象を何等かの形で限定したり（例えば、生命保険契約であれば年齢制限を設けたりすること）している場合をあげ、これらの場合は危険に応じた保険料として要件を満たすことを述べる。これに対して、学説には、「当該一定の事由の発生の可能性に応じた」という点を、大数の法則が基本的な要素であることを示しているとする見解、<sup>12)</sup>保険料が給付・反対給

付均等原則に従って算出されるものであることを意味するとの見解<sup>(13)</sup>があつた。さらに、「応じた」という文言によれば、算定基準があることは明らかとされる。一方で、どの程度厳格に算定基準を要求しているかは明らかでなく、解釈に委ねられる。なお、一定数以上を基礎とした厳格な算定をもとめる見解に対して、保険法の適用範囲が狭くなるとの批判がある。具体的には、「企業や労働組合では一定の事由（構成員の死亡等）が発生したときに「見舞金」程度の給付をする制度があり、このようなものは、その給付額によるものの「危険にに応じて」という要件を満たさないと考えられる」とするもの、「契約締結時に告知を求めたり、あるいは生命保険契約において年齢制限を設けたりしている場合は、たとえ他の加入条件（保険料率等）が均一であつたとしても、当然に、保険法の規律下に置かれるものと解すべき<sup>(14)</sup>」とされる。

一方で、第二に、新設過程において、中間試案からは、団体性を基礎づける「危険」および保険契約者に関する「多数性」の概念二つが削除された。まず、「危険」概念が削除された理由は、法学的な用語としては主観性が過ぎて馴染まないこと<sup>(15)</sup>があげられている。一方で、損害保険契約につき「損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性」（四條）、生命保険契約につき「保険事故（被保険者の死亡又は一定の時点における生存）の発生の可能性」（三七條）、傷害疾病定額保険につき「給付事由（傷害疾病による治療、死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険で定める事由）の発生の可能性」（六六條）として規定し、契約類型ごとの個別に規定することで議論を回避している。

次に、「多数の者」という多数性の要件が削除された理由は、損害保険である衛星保険、モデルの脚の保険などが除外されてしまう弊害等<sup>(16)</sup>が指摘されている。すなわち、保険者と保険契約者の意思が合致していれば、必ずしも団体性を基礎とする保険料算出方法でなくともよいとも読める。一方で、前述の「保険料」との文言に、既に保険料が一定の危険発生率にに応じていることは要求されるとすれば、多数性の削除は、算定基準となる計

算式作成にあたって、必ずしも、多数者を母数としないことを少なくとも許容していると考えられる。

これら中間試案の「保険」定義から削除された要素と「応じた」という文言は残されたことに対して、「給付反対給付均等原則のみを特に取り出してそれを保険契約の定義の要素と理解し、実質的な意味を持たせようとすることについては問題なしとし<sup>(17)</sup>ない」との指摘がある。

### (3) 共済

ところで、保険契約の団体性に示唆を与えるものとして、共済の位置づけが考えられる。従来、一般に、共済とは、「一定の地域または職域でつながる者が団体を構成し、将来発生するおそれのある一定の偶然的災害や不幸に関して共同の基金を形成し、これら災害や不幸の発生に際し、一定の給付を行うことを約する契約<sup>(18)</sup>」とされてきた。そして、商法の適用範囲は、直接的には商行為としての保険（商五〇二条九号。株式会社形態の保険会社が行う保険）を規律対象としつつ、相互保険（相互会社形態の保険会社が行う保険）にも相互保険の性質が許す限り準用（改正前商六四四・六八三・八一五条）されてきた一方で、共済には諸規定は不適用であった<sup>(19)</sup>。しかし、保険法は、保険契約について、保険契約、共済契約、その他いかなる名称であるかを問わない（二条一<sup>(20)</sup>号）。これにより、共済契約も二条各号の定義規定に該当した場合は、保険法の適用をうけることとなった。その趣旨は、保険法の適用範囲の拡大を明示する点にある。特に、明文化された共済以外にも、契約として実質的に保険契約と同様のもの（共済等）も保険法の適用範囲に含める<sup>(21)</sup>。

共済と相互保険との共通点として、当事者の一方が偶然な一定の事故によって生ずる損害を填補すること、相手方もしくは第三者の生死に關し一定の金額を支払うことを約束し、相手方がこれに対し対価を支払うことを約束する契約であること等<sup>(22)</sup>があげられる。そこで、従来から、共済についても保険法の規定を準用することが主張された。

他方、両者の差異として、共済においては団体構成員が限定され、一定の地域または職域でつながる者である点<sup>23</sup>があげられた。このため、保険法制定時も、共済のうち、損害填補を目的とするには程遠く単なる見舞金給付の程度にとどまるものについては保険法準用を妥当とすべきでなく、準用される共済契約の範囲を限定すべきことが検討事項に挙げられていた<sup>24</sup>。特に、無認可共済については、保険業法との関連では、「共済加入者の人数が極めて限られており、地域・職域等による人的結合が強いため、公的監督の必要がないと解すべき場合に該当するか、それとも、その共済事業が単なる見舞金の支払いによる仲間の援助を旨指しており、したがって共済金の支払いを受ける権利を保障するために公的監督をするまでもない場合に該当する」ことを明らかにしなければ業法違反と主張される。

ある（共済）契約等に保険法を適用する場合、二条各号の保険契約に該当することが必要となる。しかし、各号が保険制度を前提とし、保険の内包する性質が法文上規定されていないならば、共済等の適用基準に問題が残ることが考えられる<sup>25</sup>。

#### （4） 小括

従来の議論からは、保険制度が経済学上の制度であること、保険制度が保険契約の前提であること、性質として団体性を有すること、大数の法則等の合理的方法による制度であることは認められていた。しかし、保険に対する法学上の団体性を認めることに對して否定的指摘がある。その理由には、契約法として契約当事者間以外の者を考慮する場合を限定すべきこと、保険と同様の機能を有する共済等も保険法の規定を適用すべきであるがその範囲への慎重な姿勢がある。適用範囲の決定基準には、特に相互保険や共済との比較から、保険制度を利用している各団体の性質として、構成員が結合した主目的、経済主体の数、自己管理の可否によって適用範囲を決定すべきこと等があげられる。

この点、保険法は保険概念自体の定義は規定せず、適用範囲は「保険に係る契約」(二条)および二条各号の該当性で決定することを念頭におく。しかし、契約内容の「保険」は解釈に委ねられる。議論の過程で、多数者間の関係性・団体性の反映は、保険の目的、大数の原則、給付反対給付均等原則を含め、回避された。特に、保険料の意義につき、一定の事由に「応じて」算出されるものという見解は残された。一方で、契約内容にかかると「多数の者」という多数性は削除され、保険法の適用範囲である「保険」が不明確になってしまふ。特に、判例でも示されてきたとおり、背後にある団体性が存在し、それを基礎として形作られると想定される大数の原則又は給付反対給付均等原則が契約内容として求められるかは議論が残される。その具体的な検討事例には、実務上既に構築されている契約である小規模な共済契約や衛星保険といった少数者を相手にした特殊な保険契約があげられるのである。

保険法の適用範囲を考えるにあたっては、適用範囲を拡大した趣旨、「保険」であることから一定の基準があること、基準は団体<sup>(26)</sup>(保険者)に個別に応じていくことができるかの可能性<sup>(27)</sup>等を考慮する必要があると思われる。特に、二条各号の保険契約類型が例示列挙である点、生命保険契約に代表される定額保険契約は後発的に認められてきた沿革、保険契約が前提とする保険制度を、多数性や保険料の算定方法といった危険団体の視点から再考する必要があると考えられる。

### 三 定型約款

保険契約は、保険法の適用範囲を画するための「保険に係る契約」として、その内容に、多数の同一の危険に對して共同備蓄をいかに構築するかという保険団体・危険団体の視点を盛り込むことに困難を含んでいる。これ

に対して、現在審議されている民法（債権法）改正における定型約款の新設は、いかなる影響を与えるであろうか。定型約款は、多数の経済主体に対する大量反復する契約締結を容易にするという目的を有している。約款を利用して締結されてきた保険契約も、多くの場合、保険約款が定型約款に該当することが予想され、対応を備えている。そこで、以下では、改正案における定型約款について、改正経緯と議論を確認する。改正審議当初は消費者保護の観点を打ち出し、不意打ち条項や不当条項を導入する予定であったところ、実務上の対応負担などにも鑑みて議論が進んだ。<sup>(28)</sup>

## 1 定義・適用基準

### (1) 規定

改正案は、定型約款の定義として、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体、と規定する（五四八条の二第一項本文括弧書き）。これにより、定型約款に関する規定の規律対象を明らかにするものである。<sup>(29)</sup> 要件として、相手方が不特定多数者であること、定型取引として内容の全部または一部が画一的であり、双方にとって合理的なこと、契約の内容とすることを目的とすること（目的要件、約款記載内容が契約内容となることを指し示すいわゆる「組み入れ」<sup>(30)</sup>）、当事者の一方が準備したことが要請される。

立法過程では、具体的事例の該当性成否を通じて、要件が形成された。たとえば、定型取引への該当性が問題となる例について、①「製品の原材料の供給契約等のような事業者間取引に用いられる契約書」があげられ、画一的であることが両当事者にとって合理的とまではいえないとされる。<sup>(31)</sup> また、目的要件については、②通常の契

約内容を十分に吟味し、交渉が通常である場合も範囲外の例としてあげられた(要綱仮案(案)参照)。理由は、当事者が相互に契約内容を十分に認識できることが前提であるときは、「契約の内容を補充する」目的があるとはいえないとの点にある。「補充」との文言は立法過程で削除されたが、同趣旨といえよう。また、③基本契約書に合意をしたうえで行われる個別の取引も廃除する趣旨と解説される<sup>(32)</sup>。

(2) 附合性・交渉可能性と個別合意

従来から、大量の定型取引を迅速かつ効率的に実現するために、契約の一方当事者があらかじめ一定の契約事項を定めたいわゆる約款を準備して、個別の交渉を省き画一的な内容の契約を結ぶことが必要といわれてきた<sup>(33)</sup>。かかる利用形態の問題は、他方当事者が契約内容を不認識であった場合に、その拘束力の根拠と範囲となる。そこで、問題の原因である一方的な作成(附合性)の内容を、適用対象の要素として具現化することが必要となる。一方当事者が条項を作成した場合であっても、修正可能性や交渉可能性があれば、特定の者により準備されたという要素を満たさないと評価される。

当事者が約款と異なる合意をした条項の取扱いにつき、定型約款の定義から除外する旨が、要綱案のとりまじめに向けた検討段階では示されていたが、解釈でも導くことが可能として改正案からは削除された。この点、個別合意と約款とが相反する内容を締結していた場合、どちらを優先させるかは、従来から争いがある。たとえば、神戸地判平成九年六月一七日(判タ九五八号二六八頁)は、地震保険契約の締結において、普通保険約款で設定された保険金額の限度を超えて、個別に保険金額を合意していたと主張された事案である。裁判所は、個別合意の存否につき、「一般に、損害保険契約を締結する場合、その契約には普通保険約款を適用するという扱いが定着していることは公知の事実であり、商慣習となっているものと認められるから、当事者において、普通保険約款の適用の排除を積極的に明示した場合を除き、損害保険契約には普通保険約款が適用されると解するのが相当



である。」とした。そして、約款の適用排除の意思表示は積極的に明示する必要がある旨を示した。「すなわち、普通保険約款は、大量の定型的な保険契約を合理的かつ平等に処理するためのものであり、その各条項は、保険事故に際して厳格かつ公平に適用することが要請されるものである。それゆえ、約款の条項と異なった内容が保険契約で定められた場合、原則として、それが直ちに契約の内容になるとするのは相当でなく、約款の条項に副う範囲に修正するか、約款の条項に反する部分を無効として扱うことになる。本件約款四条二項の限度額の定めにつき、同条五項で、限度額についての約款の定めにより保険金を支払った場合には、限度超過保険の場合の過納保険金を精算する旨を規定しているが、これは、保険契約に際して、保険金額が限度額を超えて設定されてしまふことがあり得ることを予想し、それに備えて規定したものと考えられ、限度超過保険契約が締結された場合でも、保険金額自体は限度額とすることが前提となつているのである。これらのことから、本件保険契約において本件約款四条二項の規定の適用が排除されることはできない。」<sup>(35)</sup>として、<sup>(35)</sup>として、当事者間での取決め内容の証券への記載では、約款の適用除外を積極的に明示していたとは認められないとした。

定型約款でも、当事者間で個別交渉の上、契約内容に個別合意が成立するかについては、具体例の集積が待たれ、個別合意として認める要件、個別合意があつたと認められた場合の契約の効力等は、解釈に委ねられる。

## 2 拘束力

約款を利用した契約について当事者が拘束される範囲は、尊重されるべき当事者意思によつて決定される。たとえ一方当事者が約款内容を理解していなくても、約款を利用することへの当事者の黙示の意思を認めることで、その拘束力を認めてきた（大判大正四年二月二四日民録二一輯二一八二頁等）。一方、意思の有無を判断する境界線は、条項の不意打ち性や不当性と相俟つて、不明確である。そこで、改正案は、第一に定型取引合意、第二に

みなし合意という二つの概念を用いて、拘束力を法定した。

(1) 定型取引合意とみなし合意

まず、約款全体を了解して行う契約意思があれば、契約（およびその約款）に当事者は拘束される。これに対して、「定型取引を行うことの合意」（五四八条の二第一項括弧書き・定型取引合意）がある場合であって、一定の場合（同条同項各号）においては、定型約款の個別条項についてのみなし合意という概念で、当事者意思を補充していく。すなわち、定型取引合意があり、かつ、①定型約款を契約内容とする旨の合意をしたとき（五四八条の二第一項一号）、または②定型約款準備者があらかじめ定型約款を契約内容とする旨を相手方に表示していたとき（同条同項二号）である。かかる場合、当事者は契約条項の詳細を具体的に認識していないことが想定されるが、上記概念により定型約款の個別条項についても合意をしたものとみなす。趣旨は、約款内容を了解せず明確な意思がなくとも、拘束力を生み出す根拠の明確化と意思の補充にある。

一・二号ともに、相手方が定型約款の存在を知っていることは前提となる。しかし、事前の表示対象は、定型約款によって契約内容が補充されるという事実のみで足りる。すなわち、条項自体の内容は表示不要であり、五四八条の三による開示義務を負うのみである。また、表示方法の妥当性判断基準は不明であり、合理的側面を強調して拘束力の根拠を作成したと評価される。特に、中間試案では、相手方の合理的な行動により約款内容を知ることができる機会の確保まで要求していた。しかし、かかる機会の確保をさせるために、定型約款準備者側の負担が大きく、またその基準設定も困難であることから、要件が緩和された。このため、契約内容を認識していないにも関わらず拘束力を認める余地が広がる点で、定型約款に関する当事者意思・認識が低減されてしまう問題は残った。

(2) 適用除外

一方で、みなし合意という包括的な合意を認めるにしても、例外として、適用除外の場合がある。改正案は、不当条項規制と不意打ち条項規制を一本化して、適用除外への該当性の判断基準を示した。すなわち、①相手方の権利を制限または相手方の義務を加重する条項であること、②定型取引の態様およびその実情並び取引上の社会通念に照らして、第一条第二項（信義誠実の原則）に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものである（五四八条の二第二項）。

本条趣旨は、定型取引の締結態様に鑑みた病理的現象への対応である。しかし、いかなる場合に相手方の利益を害すると認められるかの判断基準は不明確であり、残された問題である（当事者の不特定、事業者間取引を含む、情報格差による是正は緩和）。

また、適用除外となった場合は、合意をしなかったものとみなされる。本条項と消費者契約法一〇条はほぼ同文であるところ、契約の内容になった上で無効になるのではなく、抑々契約内容から除外される<sup>37</sup>。かかる条項は、具体的認識による実体的合意があれば契約となるが、消費者契約法や民法九〇条一般条項等により無効として、改正案と消費者契約法等の二段階により相手方を保護することが予想される。

### 3 開示義務

改正案五四八条の三は、定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者に対する定型約款の内容開示義務を規定する。定型取引の合意前または定型取引合意の後相当期間内に相手方から請求があった場合、遅滞なく相応な方法によって定型約款の内容を示さなければならない（但し、例外として、書面の交付または電磁的記録の提供をした場合は、免除とされる（同条一項但書））。開示義務に違反した場合、五四八条の二が適用されず、定型約款が契約の内容とならない。

前述のとおり、中間試案段階では、約款使用者（作成者）によって、契約締結時までに、相手方が合理的な行動を取れば約款内容を事前に知ることができる機会が確保されていることが、組入要件であった。<sup>(38)</sup> 約款準備者には開示をもとめ、相手方には合理的な行動をもとめた。その理由は、厳格な開示は約款準備者に高い取引コストをかけること、相手方の合理的行動をとる選択による病理現象の防止を可能とし、<sup>(39)</sup> 約款内容を知る機会の確保に重点が置かれた。相手方の「合理的に期待できる行動」は、契約内容・取引の態様・相手方の属性・約款の開示の容易性・約款内容の合理性についての公法的規制の有無等の事情を考慮して定まるとされたが、<sup>(40)</sup> 適切な開示方の基準設定の困難さが懸念されていた。そこで、要綱仮案（案）以降、開示・表示が困難な一定の取引に配慮した注を重視し、定型約款によって契約が補充される事実だけを公表していれば拘束力を認めるみなし合意へと変容した。

一方で、同条は、開示義務がある時期を、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当期間内と限定し、また相手方の請求があつた場合に限定している。これらの場合以外には、約款内容開示を義務づけていないようにも見受けられる。さらに、義務者の開示拒絶に対しても、定型取引合意の前の場合にのみしか規定していない（同条二項）。契約締結段階およびその後相当期間経過後に相手方が確認を怠つた場合は、約款内容を知る機会が減少する危険が考えられる。

#### 4 定型約款の変更

定型約款準備者は、一定の場合、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなすことができる（改正案五四八条の四第一項本文）。一定の場合とは、①定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき（同項一号）、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の

必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき（同項二号）である。これにより、変更後の定型約款の内容について個別に相手方の合意が不要のまま、拘束力を維持できる。

要綱仮案（案）以前は、当該条項によって変更についてのみなし合意が認められるためには、その旨を約款内で事前に規定していることを要した。その理由は、多様な契約があり得ることから、契約者にとって利益変更の場合でも、当然に契約の変更を許容すべきではないことや、約款が変更する可能性を示す条項を事前に置いておくことが困難ではないことがあげられていた。しかし、その後、一号の利益変更の場合は事前にその旨の規定なくして変更が認められることとなり、事前規定の必要性に関連して「相手方の一般的な利益」の解釈が必要となる。

## 5 保険契約への示唆

定型約款は、交渉可能性なくして大量に定型化された取引を念頭においている。このため、交渉による個別台意がある場合、定型約款から除外されるか解釈に委ねられたままである。特に、保険契約においては、特殊な保険や保険法適用範囲で入れられた不特定多数とはいえない限定的な契約者を相手とする保険契約が定型約款に包摂されないことがあり得る。

さらに、保険約款の規定内容は、危険の負担たる保険料の割合・保険料不可分の原則すなわち有償契約の基礎である保険料と保険金額、保険金請求権発生のための保険事故から始まり、免責条項から特約までを広く含む。このため、保険契約においては、他の類型よりも、約款が「補充的」役割にとどまらず、むしろ主たる役割を果たすことがある。さらに保険契約および利用される約款の間でも、特徴は分かれる。たとえば、地震保険と地震

保険約款の特徴として、公保的色彩をおびた私保険であることがあげられ、その性質から契約内容・付帯等の締結形態・再保険への影響が指摘される<sup>(41)</sup>。前述神戸地裁判決でも、保険契約における個別合意の成否について、地震の発生の予知や危険度の測定が困難であること、地震による損害は巨額になることが通常予想され、これを保険者が負担しきれない可能性が高いこと、実際の損害の査定が被災地においては困難であることが予想されることといった地震保険契約自体の特殊性の強調が見受けられる。契約やそれに利用される約款の性質によって、適用除外の意思の明示方法が厳格に解される類型や、個別合意の成立が限定されるべき契約類型を検討する必要がある。また、問題となった約款条項があるがゆえに契約した場合などは、錯誤などで対応する必要がある。

さらに、定型約款の開示義務や変更に関連して、定型約款を契約内容とする旨の相手方への表示(五四八条の二第一項二号)や約款の事前開示義務が問題となり、具体的な方法として約款全文の提示・交付、契約書・申込書への記載、パンフレット・取引場所・ウェブサイトへの一行記載等が考えられる。この点、保険約款は、一般的に「契約のしおり」合冊、申込前提供、申込書への約款記載、約款利用の契約類型として定着していることから、実務上影響は少ないといわれる。但し、商品内容は多様であり、提示のみによる理解は限界がある。これらは、保険募集時の基本的ルール(保険業法二九四条、二九四条の二(未施行))等へ依存しているようにも思われる。

#### 四 むすびにかえて

民法(債権関係)改正により、定型約款規定の新設として、多数者との大量定型化された契約締結を可能とした約款論の一部が、民事基本法に法定される。一方で、民法改正と保険法制定から明確にされた保険法適用範囲の拡充傾向には若干の隔たりがある。すなわち、従来に比して、保険法は、幅広い契約類型を適用範囲に含める

ことをめざし、約款を利用して背後に「保険」を構築する多数者を予定する保険契約から、特定少数者を相手として保険制度の要素を一部欠けているが「保険契約」とよばれるものまでを含む。そして、その適用範囲は、保険料・保険といった文言と改正経緯から整合的に解釈することが困難を生じ始めている。定型約款の新設にあたっては、交渉可能性と個別合意を排除するなどしており、保険法が適用範囲内とする特定少数者を相手とする保険契約に利用される条項はここから外れるようにも思われる。

さらに、定型約款においては、補充的な合意に対する適用除外や開示義務違反として、契約の内容とならない場合を想定する。これに対して、保険契約は、伝統的かつ典型的に多数者を背後に有する保険団体性を固持するため、約款の契約内容の補充という側面のみならず、各条項の性質を検証する必要がある。約款なくして契約の主たる部分が成立し得ない場合や特徴的な内容を含む場合があり、約款は契約を支える他の保険契約者と団体性を共有するための唯一の法的根拠として、不可欠な役割を果たすと考えられ、その扱いには慎重にならざるを得ない。本稿では、保険契約の定義と民法（債権関係）改正案における定型約款を追うにとどまる。今後、具体的な約款条項と保険契約を題材にその影響を検討したい。

- (1) 民法の一部を改正する法律案（平成二十七年三月三十一日第一八九回国会提出、内閣法第六三号）提出理由。法務大臣は、法制審議会第一六〇回会議（平成二十一年一〇月二十八日総会）において、民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しと要綱をもとめた。これをうけた法律提出案理由である（改正経緯については、金融法務事情編集部「債権法改正の最新動向」（第一回～第三九回）金融法務事情一八八五号八頁～二〇一三号二二頁各号参照。初期改正について、民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL一二六号、池田真朗他編著『民法（債権法）改正の論理』（新青出版、二〇一〇

- 年)、松尾弘『民法改正を読む』(慶應義塾大学出版会、二〇一二年)等)。
- (2) 溝淵照信「保険契約における平等の原則」保険学雑誌三八八号四九頁。
- (3) これに対して、団体性を否定する見解は、根拠として、告知義務違反の要件は主観的要素を中心としており、違反の効果も解除主義であることをあげる。なお、保険法においては、告知義務違反の要件は、危険に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めた事項(告知事項)について、事実を告知する義務を負う(四條、三七條、六六條)。この改正により、告知義務の性質は自発的申告義務から質問応答義務へと変容しており、その危険団体の構成への影響は検討する必要がある。
- (4) 一八八四年一月脱稿「ロエスレル氏起稿 商法草案下巻(復刻版)」(新青出版、一九九五年)七三頁以下。
- (5) 保険の対象について、六八七條で保険事故の種類を掲げるほか、各保険契約類型に分けて規定していた(六八八條、七四〇條、七二二條、七三〇條、七三四條等)。
- (6) 『商法修正案理由書』(博文館、明治三一年)三一九頁。生命保険につき、旧商法では狭義に解して生存保険・年金保険等を除外していたのに対して、明治三二年法は広義に解し、人の生死に関して保険金額を支払うことを約するものを生命保険に包含し、損害保険と相對峙させたと解説される(損害保険事業研究所「志田鉦太郎博士商法草案審議筆記(五)」損害保険研究二四卷二号二三一頁、法典調査会第七五回商法委員會議事録(明治三〇年四月二三日)「岡野敬次郎発言」同旨)。
- (7) 例えば、野津務『保険契約法論』(有斐閣、一九四二年)五四頁では、例えば「保険契約とは、当事者の一方が契約に定められた不確定な事故が発生したときに契約に定められた給付をなすべき義務を負う有償契約」と定義が試みられた。その他、保険契約分類について、倉沢康一郎「損害・人保険および定額・物保険」所報四一八五頁以下等参照。
- (8) 法制審議會保険法部会・第一回會議事録(平成一八年一月一日)一一頁。
- (9) 中間試案補足説明八八頁。
- (10) 前掲注(8)第一回會議事録一〇頁、大串淳子・日本生命保險生命保險研究会編『解説保險法』(弘文堂、二〇〇八年)二七頁。



- (11) 福田弥夫・古笛恵子『逐条解説改正保険法』（ぎょうせい、二〇〇八年）一六頁。
- (12) 前掲注（11）福田一六頁。
- (13) 前掲注（10）大串二八頁では、特に「保険者は、保険契約者（または被保険者）にかかる危険率を測定し、それが保険料の計算基礎としての予定率の範囲内であると認められるときに保険契約を成立させる…」としている。共済と保険との区別は、契約の相手方が特定されているか否かとされてきた（新川浩嗣編著『無認可共済の法規制』金融財政事情研究会、二〇〇五年）。平成一七年保険業法改正におけるかかる特定性の削除、無認可共済に保険業法を適用にした経緯、保険法適用範囲の拡大を目的等を踏まえれば、基準が低くなるのか、保険者・保険契約者ごとの個別具体的な当事者によつて異なるのか、問題となる可能性がある。
- (14) 村田敏一「保険の意義と保険契約の類型、他法との関係」『新しい保険法の理論と実務』（経済法令研究会、二〇〇八年）三四頁。
- (15) 前掲注（14）村田三四頁。
- (16) 法制審議会保険法部会資料一八一「保険法見直しに関する中間試案の意見募集の結果概要」八頁以下参照、前掲注（14）村田三四頁等。
- (17) 山下友信「新しい保険法」ジュリスト一三六四号一二頁。
- (18) 竹内昭夫「保険と共済」『八十年代商事法の諸相』（有斐閣、一九八五年）四八五頁。
- (19) 前掲注（18）竹内四八六頁。
- (20) 前掲注（10）大串二三頁は、その他の名称として「福利厚生」等を指摘する。
- (21) 「保険法の見直しに関する中間試案」『保険法立案関係資料』別冊商事法務三二二号五九頁、同様の趣旨を維持して「保険法の見直しに関する要綱」同三七頁、「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」同八六頁。
- (22) 前掲注（18）竹内四八六頁。
- (23) その他、大石正明「共済と保険の異同」共済と保険四九卷七号四四頁以下、金岡京子「共済担当者に求められる法的視点」共済と保険四七卷六号五八頁等。
- (24) 前掲注（8）第一回議事録一八頁、前掲注（18）竹内四八六頁、特に、農業協同組合による共済事業の大規模性

を指摘し、共済金額の高額化を実態的理由として述べ、準用しないのは、不整合と主張される。

(25) 前掲注(11) 福田一五頁は、「保険制度と共済制度は、組織法及び監督法上は別のものとして整理」されていることから改正による影響範囲について慎重な判断を促す。

(26) 危険団体に関して、野津務「保険法に於ける危険団体の認識」法学新報七五卷一〇・一一号一頁以下、宇野典明「危険団体概念の見直しと保険業法の諸規制」生命保険論集一六二号一頁等。

(27) 多数性の要件が定義に盛り込まれなかつた理由として、監督法で規律することが適切と判断されたと推測するものとして前掲注(14) 村田三五頁。また、生命保険契約における現物給付を認めるのが見送られた理由も、保険業法の整備が間に合わない点が挙げられている。「応じて」の算定基準に関しても団体ごとに厳格さを変更できると考えた場合、監督法が介入する余地がある。

(28) 要綱仮案は「第二八 定型約款【P】」として記載自体を保留した。

(29) 第一一回会議議事録一頁以下、「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」(平成二三年)二〇四頁以下、中間試案補足説明三六五頁等参照。

(30) 部会資料八三一二、三八頁。「不特定多数性」「合理的」との文言が不明確な点を指摘するものとして、青山大樹編著『民法改正の要点と企業法務への影響』(中央経済社、二〇一五年)二二六頁等。

(31) 部会資料八三一二、三八頁、法制審議会民法(債権関係)部会第一一回会議議事録九頁以下等参照。

(32) 法制審議会民法(債権関係)部会資料八三一二、三八頁、部会資料七一五「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要(各論4)「四七頁以下参照。

(33) 中間試案補足説明三六五頁。河上正二「約款規制の法理」(有斐閣、一九八八年)、山下友信「普通保険約款論(二)」「(五)」法学協会雑誌九六卷九・一〇・一二号、九七卷一・三号参照。

(34) 部会資料八一B、一一頁。

(35) 本判決に対する評価は、保険団体等を根拠に約款を優先させ結論を支持する見解、個別合意を優先させる余地を認める見解(木下孝治「地震保険における保険金限度額を超過した保険金額約定の効力」損害保険研究六〇巻一四四一頁)等にわかれる。

- (36) 中間試案概要一二九頁・契約の内容や取引の態様、相手方の属性、約款の開示の容易性、約款の内容の合理性についての公法的な規制の有無等の事情を考慮して定まる。
- (37) 潮見佳男『民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の概要』（金融財政事情研究会、二〇一四年）一七七頁。
- (38) 中間試案第三〇約款2・2。
- (39) 内田貴『民法改正のいま―中間試案ガイド』（商事法務、二〇一三年）七五頁。
- (40) 中間試案補足説明三六九頁。
- (41) 宮島司「地震保険」金融・商事判例九三三号一〇二頁以下。